

【新構想策定期間における調整会議の議題の類型】

- 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号）附則第 3 条により、新構想が策定されるまでの間（最長でR11.3.31まで） 現行の地域医療構想が、新構想とみなされる
- 新構想策定期間中の調整会議の議題は大きく 3 類型
 - ① 現行構想に基づく協議（2025プランの変更協議等）
 - ② 新構想策定に係る検討としての協議
 - ③ 構想そのものではないが、調整会議での協議を要すもの（保健医療計画の中間見直し等）

【スケジュール（予定）】

	協 議	報 告
【第 1 回】 R8.8月	・病床数適正化緊急支援事業 ・2 0 2 5 プランの変更	・R8年度調整会議の進め方 ・R7年度病床機能報告 ・R7かかりつけ医機能報告 ・新たな地域医療構想の策定
【第 2 回】 R8.10月 ～11月	・保健医療計画の中間見直し（素案） ・新たな地域医療構想の策定 ・病床数適正化緊急支援事業 ・病床機能再編支援補助金 ・2 0 2 5 プランの変更	
【第 3 回】 R9.1月 ～2月	・保健医療計画の中間見直し（最終案） ・新たな地域医療構想の策定 ・病床数適正化緊急支援事業 ・病床機能再編支援補助金 ・2 0 2 5 プランの変更	・令和 8 年度紹介受診重点医療機関の選定

※ 病床数適正化緊急支援事業、病床機能再編支援補助金、2 0 2 5 プランの変更については、該当のある圏域のみ。協議内容及び開催時期等は変更となる場合あり。